

天理市告示第81-2号

放置自転車等の移動費及び保管費の徴収事務の委託について

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定の基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月1日

天理市長 並河 健

記

受託者

奈良県橿原市八木町1丁目8番15号

東洋テック株式会社 TEAM TENRI

共同事業体

阪神管理サービス株式会社

代表取締役社長 清水 克益

委託した事務の範囲

放置自転車等の移動費及び保管費の徴収事務